

岩木川で悪質な不法投棄を発見 ～警察署と合同で状況確認を実施～

9月25日（火）9時30分頃、弘前市大字町田字瀬ノ上地内の岩木川右岸47.9k（「安東橋」上流側）において、廃タイヤ等の不法投棄を巡回中の河川巡視員が発見しました。

青森河川国道事務所では弘前警察署に通報し、本日11時40分から警察署と合同で状況確認を行いました。

不法投棄は「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察署に通報し、原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

- ①発見日時 平成30年9月25日（火）9時30分頃
- ②発見場所 弘前市大字町田字瀬ノ上地内の岩木川右岸47.9k（安東橋上流側）
- ③投棄状況 廃タイヤ 8本、ビールケース 9箱他
- ④措置状況 弘前警察署と本日9月25日（火）11時40分から合同で状況確認。現地には警告看板を設置。
- ⑤その他 直近（9月20日（木））の当局巡視においては異常は確認されておりません。

※ 不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。

◇「河川法」・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

・・・・・・・・・・5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金
（法人等の場合は3億円以下の罰金）

※発表記者会 : 青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社

問い合わせ先
国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

河川管理課長 工藤 尚武

TEL 017-734-4590（直通）

090-3123-8603（携帯）

不法投棄現場 位置図

弘前市大字町田字瀬ノ上地内
(岩木川47.9k「安東橋」上流側右岸)



『この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平 30東複、第23号)』

